

令和6年

文教委員会会議録

とき 令和6年6月10日

品川区議会

令和6年 品川区議会文教委員会

日 時 令和6年6月10(月) 午後1時00分～午後3時02分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員	委員長	この孝子	副委員長	山本やすゆき
	委員	せりざわ裕次郎	委員	西村直子
	委員	あくつ広王	委員	せらく真央
	委員	高橋しんじ	委員	田中たけし

出席説明員	伊崎 教 育 長	米 田 教 育 次 長
	船 木 庶 務 課 長	荒 木 学 校 施 設 担 当 課 長
	柏 木 学 務 課 長	中 谷 指 導 課 長
	丸谷教育総合支援センター長	唐澤特別支援教育担当課長
	河内品川図書館長	佐藤(憲)子ども未来部長
	原児童相談所担当部長	藤村子ども育成課長
	柴田子ども施策連携担当課長	長谷川児童相談課長
	金子一時保護担当課長	芝野保育入園調整課長
	染谷子ども家庭支援センター長	飛田子育て応援課長
	中島保育施設運営課長	佐藤(裕)保育事業担当課長

○午後1時00分開会

○こんの委員長

それでは、ただいまから文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、幹部職員紹介、事務事業概要およびその他を予定しております。なお、その他におきましては、所管事務調査および行政視察についてのご案内を考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 幹部職員紹介

○こんの委員長

それでは、予定表の1、幹部職員紹介を議題に供します。

実質的には、今回が初めての委員会でございますので、改めて委員、理事者の皆様より自己紹介をお願いいたします。

では、初めに委員長の私から行います。

今期、文教委員長を務めさせていただきます、こんの孝子です。委員の皆様、理事者の皆様、書記の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

○山本副委員長

副委員長を務めさせていただきます、しながわ未来の山本やすゆきです。どうぞよろしくお願いいたします。

○せりざわ委員

自民党のせりざわ裕次郎と申します。よろしくお願いいたします。

○西村委員

同じく西村直子と申します。よろしくお願いいたします。

○高橋（し）委員

無所属の高橋です。よろしくお願いいたします。

○あくつ委員

公明党あくつ広王です。どうぞよろしくお願いいたします。

○せらく委員

日本維新の会のせらく真央です。よろしくお願いいたします。

○田中委員

無所属の田中たけしです。よろしくお願いいたします。

○伊崎教育長

教育長の伊崎でございます。よろしくお願いいたします。

○米田教育次長

教育委員会事務局、教育次長の米田でございます。よろしくお願い申し上げます。

○船木庶務課長

庶務課長の船木です。よろしくお願いいたします。

○荒木学校施設担当課長

学校施設担当課長の荒木と申します。よろしくお願いいたします。

○柏木学務課長

学務課長、柏木でございます。よろしくお願いいたします。

○中谷指導課長

指導課長、中谷と申します。よろしくお願いいたします。

○丸谷教育総合支援センター長

教育総合支援センター長の丸谷と申します。よろしくお願いいたします。

○唐澤特別支援教育担当課長

特別支援教育担当課長、唐澤です。よろしくお願いいたします。

○河内品川図書館長

品川図書館長、河内でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤（憲）子ども未来部長

子ども未来部長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○原児童相談所担当部長

児童相談所担当部長の原でございます。よろしくお願いいたします。

○藤村子ども育成課長

子ども育成課長の藤村と申します。よろしくお願いいたします。

○柴田子ども施策連携担当課長

子ども施策連携担当課長の柴田と申します。よろしくお願いいたします。

○染谷子ども家庭支援センター長

子ども家庭支援センター長の染谷と申します。よろしくお願いいたします。

○長谷川児童相談課長

児童相談課長の長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

○金子一時保護担当課長

一時保護担当課長の金子と言います。よろしくお願いいたします。

○飛田子育て応援課長

子育て応援課長の飛田と申します。よろしくお願いいたします。

○芝野保育入園調整課長

保育入園調整課長の芝野と申します。よろしくお願いいたします。

○中島保育施設運営課長

保育施設運営課長の中島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤（裕）保育事業担当課長

保育事業担当課長の佐藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

○このんの委員長

それぞれありがとうございました。

なお、事務局からは、阿部書記と新倉書記が、当委員会の事務にあたりますので、よろしくお願いいたします。

このメンバーで1年間、実りある委員会にしていきたいと思いますので、改めてよろしくお願いいたします。

以上で、本件を終了いたします。

2 事務事業概要

(1) 教育委員会

○こんの委員長

次に、予定表の2、事務事業概要を議題に供します。

進め方でございますけれども、まず(1)の教育委員会につきまして一括してご説明いただいた上で、一括して質疑を行い、その後、(2)の子ども未来部につきまして、同様に一括してご説明をいただき、一括して質疑を行うという進行になります。

なお、事務事業概要につきましては、例年にならい、新しい委員で構成される最初の委員会で、各所管の事務について概要説明を受けるものであります。したがって、具体的な質疑につきましては、今後の報告事項等の案件の中で行っていただきたいと思いますので、本日は説明・質疑ともくれぐれも簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、教育委員会から一括してご説明をお願いします。

○米田教育次長

それでは、教育委員会事務局の令和6年度の事務事業概要についてご説明を申し上げます。表紙を2枚ほどおめくりいただきますと、下にページが振ってございます。1ページから順にご説明をさせていただきます。

1ページにつきましては、今年の4月1日から適用しております品川区教育委員会の教育目標を記載してございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページから5ページまで、こちらが基本方針となります。5項目に分け、先ほどの教育目標の具体的な方針を定めて、品川区教育委員会が教育施策を総合的に実施する、このような位置づけになっております。

続いて6ページ、I、教育委員会でございます。教育委員会の概要として、地方教育行政法に基づきまして、合議制の執行機関として教育委員会が置かれております。委員の5名の氏名、任期は表のとおりでございます。

7ページは、教育委員会事務局の組織でございます。5つの課に担当課長を設置しておりまして、係の名称・人数等を記載しております。

8ページに品川区の教育とございます。項目の2、目指す教育といたしましては、下段の四角囲みにございますとおり、1番目、品川コミュニティ・スクールの実施による地域と共にある学校づくり。2番目、小学校・中学校・義務教育学校の三校種体制による学校教育の推進。3番目、義務教育9年間の一貫したカリキュラムの実現。これらを柱として教育を推進しているものでございます。

以降、各課の事務事業につきましては、各担当課長よりご説明を申し上げます。

○船木庶務課長

私から、庶務課の事務事業概要についてご説明いたします。11ページをお願いします。事務分掌です。

庶務課は4つの係で構成しております。所掌する主な事務は、教育委員会事務局全体の総括的な事業として、教育委員会の開催、予算決算の総括、行財政管理の総括、学校勤務職員の人事を担当するほか、PTA関連事業、学校施設の改築修繕などの維持管理、そして文化財の保存活用などを所掌しております。

12ページをお願いします。具体的な事業内容です。まず庶務係では、教育予算、教育委員会、教育広報、統計調査など、事務局の総括的な事業を行っております。

13ページをお願いします。同じく庶務係では、学校勤務職員のうち、主に用務職員に関する人事事務や研修、健康管理においては、学校勤務の教職員を含め、対応を行っております。

PTA関連事業では、少年少女スポーツの普及をはじめ、14ページに参りまして、家庭教育講演会の開催や、家庭教育学級等の委託、家庭教育力の向上に関する支援を行っております。

そのほか、83運動として、子どもの見守り活動の推進や、その他といたしまして、学校に勤務する職員への被服貸与、15ページ上段に参りまして、児童通学安全確認・学校受付業務・用務業務についてそれぞれ委託を実施しております。

なお、昨年度から、学校で発生する様々なトラブル対応について、教育委員会事務局の各所管が必要な際に、随時法律関係の専門家へ相談ができる体制を構築しております。

続きまして、15ページから17ページの学校施設計画係、学校施設整備担当の事務事業概要につきましては、この後、学校施設担当課長よりご説明申し上げます。

それでは、18ページをお願いします。文化財係です。文化財保護審議会につきましては、任期2年の委員10名で構成しており、年3回程度審議会を開催し、文化財の保護および活用に関する重要事項を審議しております。

文化財の保存と活用につきましては、令和6年4月1日現在の指定件数が143件となっており、文化財の修理保存のための保護奨励金を交付しております。19ページに参りまして、そのほか文化財係では文化財めぐりを実施し、区内の文化財を知っていただく機会の提供や一般公開など、普及啓発事業を実施しております。

○荒木学校施設担当課長

では、資料15ページにお戻りください。中ほどの学校施設計画係でございます。学校施設計画係では、学校改築の計画や調整を行っており、現在小学校6校、中学校1校で改築を進めております。

各校の進捗でございますが、浜川小学校では、令和6年3月に校舎棟が竣工いたしました。今後、令和7年度に全ての工事が完了する予定です。

第四日野小学校では、令和5年7月に校舎棟が竣工しました。今後、令和7年度に体育館棟が竣工し、令和8年度に全ての工事が完了する予定です。

浜川中学校では、令和5年12月に体育館棟が竣工しました。今後、令和8年度に校舎棟が竣工し令和9年度に全ての工事が完了する予定です。

城南第二小学校では、令和5年度に改築工事に着手しました。今後、令和7年度に校舎棟、令和9年度に体育館棟がそれぞれ竣工し、令和10年度に全ての工事が完了する予定です。

源氏前小学校では、今年度より改築工事に着手をします。令和8年度に校舎棟の第1期工事部分、令和11年度に第2期工事部分や外構など全ての工事が完了する予定です。

鈴ヶ森小学校では、今年度は実施設計を行い、令和7年度からの改築工事に備えます。仮設校舎建設については、12月の着手予定が少し遅れる見込みでございます。

浅間台小学校では、今後、設計委託業者と契約し、基本設計を進めてまいります。

最後に、東海中学校では、今後の改築の準備として、敷地測量を行う予定です。

続きまして、16ページをお開きください。学校施設整備担当では、改築工事や既存校の改修工事、各学校の保守点検、維持管理を担当しております。今年度実施する主な工事として、校舎等整備では、

一覧表に記載の学校にて便所改修から照明制御設備更新までを予定しております。中段の外壁・屋上防水工事は、記載の小学校4校、中学校1校で予定しております。

下段および次ページの学校体育施設整備では、プール整備から校庭照明LED化まで、記載の学校にて工事を予定しております。

なお、学校改築の進捗については、次回の文教委員会にて詳細を報告いたします。

○柏木学務課長

それでは私からは、学務課の事務事業概要について説明をいたします。20ページをご覧ください。

学務課は、就学事務、学校備品など教育環境の整備、校務や教育事務の効率化、ICT機器を活用した教育活動の環境整備と運用管理、児童の健康診断や学校給食等を実施、宿泊行事等の校外活動の実施等を所管しております。また、今年度は学事制度審議会の答申を受けまして、学事制度の検討等を行っております。

学務課には記載の2係、2担当を組織し、これらの事務を行っております。それでは、各係担当の主な事業について説明をいたします。

21ページ、学事係です。初めに、学校選択制の実施です。新1年生は隣接した通学区の学校から、新7年生は区内全域から希望申請できる制度となっております。23ページ、こちらのほうに令和6年度入学者の各学校の希望申請の状況について記載をしております。

24ページ、学級編制です。学級編制は、令和3年度から小学校の35人学級制が始まり、今年度は経過措置で、1年生から5年生が35人学級となっております。7年生については、法的には40人学級ではございますが、東京都の教員加配の配置により、35人学級で対応をしております。学級編制の状況につきましては、こちら中ほどの表でお示ししているとおりになります。また、各学校の状況につきましては、61ページと62ページのほうに一覧を掲載してございます。

続きまして、25ページ、就学援助です。就学援助は経済的に困難があると認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品等を援助する事業となっております。受給状況につきましては、小学校が25ページ、中学校、それと合計が26ページのほうに記載をしております。

26ページの特別支援学校給食費補助でございます。昨年度から実施している事業となります。実績は表に記載のとおりでございますが、今年度からは、東京都が都立特別支援学校の給食費無償化を実施しておりますので、今年度は、国立・私立の特別支援学校が本事業の対象となります。

続きまして、補助教材費保護者負担軽減事業です。こちらの事業は今年度から実施の事業となります。これまで保護者に負担いただいていた学校の補助教材の購入費について、公費で購入するようにいたしました。

27ページ、学事制度担当です。学事制度担当は、今年3月の学事制度審議会の答申を受け、今年度は学事制度の制度設計および新制度の周知等を行ってまいります。

続きまして、校務情報管理対策担当です。学校の情報管理安全対策、学校事務や校務、教材系のシステム、児童・生徒用タブレット端末の運用管理等、学校のICT全般を担当しております。

続きまして28ページ、保健給食係です。保健給食係は、衛生用品の購入や健診の実施等、児童・生徒の健康衛生管理等を担当しております。

29ページ、学校給食についてです。品川区立学校では、各校の給食室で給食を調理する自校方式を採用しております。昨年度から区立学校の給食費無償化を実施しておりますが、今年度は物価高騰や給食の質の向上のため、1食単価を増額し、引き続き無償化を実施しております。

30ページ、下段になりますが、校外施設です。6年生・7年生の移動教室、5年生の夏季施設を実施しております。一昨年度までは新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、校外施設の中止または延期がございましたが、昨年度からは例年どおり実施してございます。

○中谷指導課長

続きまして、指導課に係る事務事業についてご説明をいたします。32ページをご覧ください。

指導課では、教職員の人事、服務、給与、研修等に関すること、一貫教育や品川コミュニティ・スクール等、教育施策の企画に関することを担っております。事務分掌は教職員人事係、指導主事、学校地域連携係の3つのラインで進めております。

まず、33ページをご覧ください。まず教職員人事係は、人事、服務、働き方改革等、人事関係の業務を中心に行っております。

次に、34ページ以降に掲載しておりますように、教育管理職の選考手続、代替教職員・非常勤講師の任免、服務関係、教育実習に関する事務、教職員の給与・旅費に関する事務を行います。

また、35ページの上段に掲載しております学校働き方改革についてですが、全公立学校・幼稚園へのスクールサポートスタッフ等の配置や、教員の勤務時間外の電話委託などに加えて、令和4年10月より開始をいたしました副校長補佐の任用を今年度は対象を全校へと拡大いたしました。また、小学校第1学年から第3学年までにおいて、副担任相当の業務を担うエデュケーションアシスタントの配置を今年度から試行実施しております。

35ページ下段から次のページ以降につきましては、指導主事および学校地域連携係の事務事業でございます。一貫教育の推進については、品川区立学校教育要領に基づき進めるとともに、指導方法や教材等の充実に向けて検討する委員会や小中一貫教育全国連絡協議会の運営を行います。昨年度は全国連絡協議会の事務局として、全国サミットを代替するイベントを2日間にわたり品川区で実施をいたしました。また、習熟度別学習の充実、学力定着度調査、特色ある教育活動経費、学力向上プラン等の品川区独自の施策につきましても、引き続き実施してまいります。

37ページ中段に掲載いたしました品川コミュニティ・スクールについては、昨年度は全ての校区教育協働委員会で、よりよい学校にしていくためにはという趣旨のテーマの下、子どもの意見を聞きながら熟議を通して課題解決を深めました。

37ページ下段から次のページ以降につきましては、品川英語力向上推進プランでございます。昨年度からの変更として、品川オンラインレッスンにつきましては対象を拡大し、これまで行っている8年生・9年生に加え、今年度から7年生も実施をいたします。

38ページになりますが、しながわ多様性理解・多文化共生推進事業でございます。これまで推進してきたオリンピック・パラリンピック教育、しながわ学校2020レガシー事業として継続してきた教育活動を継承しながら、令和7年度のデフリンピック東京開催を契機として、時代に即した形に再構築していくものです。パラスポーツ体験授業や各種施設・団体との交流活動など、障害者理解や日本文化理解、スポーツ体験の機会を創出してまいります。

39ページでございます部活動地域移行等推進経費につきましては、部活動を持続可能な取組とするとともに、児童・生徒の多様な体験機会を確保してまいります。また、スポーツや文化の楽しさ、喜びを感じさせることで自己実現につなげ、学校教育の質の向上を図ってまいります。今年度から学校部活動の民間委託を導入するとともに、昨年度から引き続き地域部活動の民間委託を行ってまいります。

○丸谷教育総合支援センター長

続きまして、教育総合支援センターの事務事業について説明をいたします。資料の40ページをお開きください。

教育総合支援センターの主な機能は、資料にございますとおり、教育課程、学習生活指導、市民科や体力向上施策の推進、いじめや不登校対策等、特別支援教育の充実、教育相談室の運営、教職員研修でございます。

事務分掌および他課との連携事業は、40ページ後半から41ページにかけて説明がございます。昨年度までの相談支援担当は、今年度より不登校相談担当、学校支援担当、いじめ対策担当の3つの担当に分割し、それぞれに主査を配置し、機能の充実を図っております。

続いて、各係・担当の事務事業は42ページから49ページにかけて説明がございます。まず、教育事務係をご覧ください。教育総合支援センターの管理運営、教育資料展示室（教科書センター）、市民科・各教科の事務、学校における教育活動の支援を行っております。

続いて、43ページの不登校・相談担当です。不登校等の対応として、マイスクールの運営のほか、今年度より校内別室指導支援員の全校配置、メタバース（仮想空間）を活用した支援、不登校ポータルサイトの開設、ガイドブックの作成といった新規事業を行います。そのほか、部活動指導員の配置、教育相談室の運営を行っております。

続いて、学校支援担当です。指導主事、教育アドバイザー、スクールソーシャルワーカー、教育心理相談員、学校生活指導相談員、弁護士、事務担当から成るHEARTSを組織し、いじめ、不登校、その他の支援や関係機関との連携等を行っております。

続いて、45ページのいじめ対策担当です。今年度より新たに始めたいじめ予防プログラムの実施のほか、品川区いじめ対策委員会の運営、品川区いじめ根絶協議会の運営を行っております。

続いて、指導主事でございます。体力向上施策の推進、市民科の推進、人権・同和教育の推進、教員研修・校内研究の推進、土曜事業の実施を行っております。

特別支援教育担当につきましては、特別支援教育担当課長より説明いたします。

○唐澤特別支援教育担当課長

私からは、特別支援教育担当の事務事業について説明いたします。

特別支援教育担当では、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難の改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うために、校内体制の整備・充実に向けた取組、特別支援学級・特別支援教室の整備充実を図っております。

各事業についてですが、まず資料の47ページをご覧ください。教育のインクルージョンの推進および特別支援教育の充実、就学相談・転学相談について記載しております。今年度、特別支援学級の設置については、宮前小学校において自閉症情緒障害特別支援学級を開設、豊葉の杜学園の前期課程で難聴通級指導学級を開設しております。

就学相談では、昨年度より一部をウェブでの申請で行っていましたが、今年度より基本ウェブでの申請としております。5月30日から11月29日までを受付期間としており、7月末から随時就学相談を実施してまいります。説明会につきましても、昨年度より機会を増やし、広く周知できるようにしております。

ページをおめくりいただき、資料48ページ、49ページをご覧ください。昨年度より継続し、医療的ケアが必要な児童・生徒への支援、学校生活支援員・学習支援員の配置、巡回相談員の配置、発達障害教育支援員の配置、特別支援教室の実施、清水台小学校さいかち学級の運営について記載してござい

す。発達障害教育支援員の配置につきましては、昨年度15校から対象学校を拡充し、今年度より全区立小学校・義務教育学校前期課程に配置しております。

○河内品川図書館長

私からは、50ページでございます。品川区立図書館の事務事業につきまして、ご説明申し上げます。

まず、区立図書館でございますが、図書や視聴覚資料などの貸出、またビジネス、学習の支援、おはなし会の事業を実施しているものでございます。また平成27年度より、品川図書館を除きまして、指定管理者制度を導入しているものでございます。

最初に、事務分掌でございます。管理係を庶務担当といたしまして、事業担当、第一、第二の3係で図書館業務を運営しているものでございます。

50ページ下段でございます。他課との連携事業でございます。区立小・中学校・義務教育学校、学務課と連携いたしまして、学校図書館に運営支援要員の配置や、公共図書館の所蔵資料の貸出などを実施しているものでございます。

51ページでございます。上段、子ども読書活動の推進でございます。品川区子ども読書活動推進計画に基づきまして、区立小・中学校など、おはなし会などを進めるものでございます。また中段、図書取次サービスにおきましては、大井町サービスコーナー、目黒サービスコーナーで予約されました図書館資料、図書・CDなどの貸出、返却のサービスを行っているものでございます。下段、高齢者支援事業におきましては、高齢者地域支援課などと連携いたしまして、認知症カフェなどの開催を実施しているものでございます。

52ページでございます。各館の開館時間や休館日などにつきまして、サービス内容を記述しております。後ほどご照覧いただきたいと思います。

53ページでございます。上段、予約・リクエストにおきましては、品川区立図書館相互の貸出や、都立、または他の自治体の図書館、国立国会図書館などからも資料を借用いたしまして、貸出、閲覧の用に供しているほか、清泉女子大学の附属図書館とも相互利用の協定により、貸出閲覧を実施しているものでございます。下段、障害者サービスにおきましては、音訳図書、点字図書、またさわる触れる絵本でございますが、こういったものの利用や自宅配本などを実施しているものでございます。

54ページ上段でございます。ティーンズ世代のサービス実施と読書活動の推進でございます。前出の品川区子ども読書活動推進計画に基づきまして、ビブリオバトル事業、POPコンテスト事業などの実施や、図書館を身近な居場所として感じていただくために、品川図書館、大崎図書館、大崎図書館分館におきまして、定期試験や受験の時期におきまして、多目的室を自習室として開放しているものでございます。中段、図書館広報誌発行でございます。若い世代の方に図書館を身近に感じていただけますよう、区立図書館広報誌「L i L i L i」を発行してございます。これはライフ・リンク・ライブラリーの略でございますが、春秋の年2回発行し、配布・周知に努めているものでございます。

55ページ中段、電子図書館でございます。スマートフォンや自宅のパソコンなどで貸出・利用のできる電子図書館を導入しておりまして、現在約2,000コンテンツを提供しているものでございます。

56ページでございます。中段でございます。品川子ども読書推進計画の改定でございます。令和6年度におきましては、現行計画の最終年度にあたる年でございます。令和6年度からの計画期間といたします当該計画を改定するものでございます。

57ページでございます。施設一覧となっております。計11図書館、2取次施設、2サービスコーナーが記載されているものでございます。都合で約1万1,000平米、図書でいきますと約111万

冊を運用しているものでございます。

58ページは利用状況集計でございます。令和5年度の利用状況を記載してございます。また、次の59ページにおきましては、図書館資料購入予算額の推移でございます。後ほどご照覧にいただきたいと思っております。

○この委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

本件につきまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○あくつ委員

今日は事務事業概要ということで、1点だけ、品川区の全体の状況について伺います。

今年度、人事の件で指導課長に伺いたいのですけれども、4月からの教員配置について、地域の中学校に通われている方から、新年度からいるべき先生がいらっしゃらないと。いわゆる担任の先生がいらっしゃらないと、配置ができていないというようなことを伺ったのですが、私のような昭和世代の人間からはちょっと考えられない状況なのですけれども、実際そういったことが区内でも起きているのかどうか、まず確認させてください。

○中谷指導課長

4月からの教員の欠員についてのご質問かと存じます。

近年、品川区に限らず、全国的に教員不足ということが様々な報道の中でも伝えられておりまして、品川区としましても、今回4月1日の時点でゼロを目指したかったのですけれども、残念ながら数人の欠員が出てしまったということがございます。

そのような場合に、基本的には東京都の要綱に沿いながら補充申請というのをやっていくわけなのですが、一番大事なことはスピーディーに人員が補充されるというところでございますので、日頃からこの話題に関しましては校長会とも連携をしまして、こういった事態に備えるシミュレーションというのをした上で、できるだけ早い段階で正規の先生が必要なところに就くような形の事務手続をさせていただいているところになります。

○あくつ委員

全国的に起きているということで私も認識はしているところなのですが、1点だけ確認させてください。そのことによって、その専科というかその授業、例えば技術家庭科とかそういうものが行えないという状況がその学校では起きているということなのですけれども、それによって、カリキュラム等で今後、児童・生徒に対して何か不利益というものが起きないのかどうか。そこだけやはり保護者の皆さんも心配されているところなので、そこだけ最後に確認させてください。

○中谷指導課長

今ご質問いただいたのは、教科の中でも専科の教員の方がいらっしゃらなかった場合ということで、通常ですとやはりその教科の免許を持っていらっしゃる方に当然のことながらその教科を教えていただくというところですが、なかなかその状況によっては、その教科の免許を持っておられる方がいらっしゃらないということも起きております。

そのような場合に、今現在、例えばですけれども、臨時免許状と言いまして、免許は持っていないけれども、その分野に関して大変長けている方を臨時的に免許を与えるような形で、一時的に子どもたちに教えていただくというようなシステムがございます。東京都教育委員会もこういったシステムを必要に応

じ積極的に活用するようという指示をいただいているものですので、早速に今年度、図工などでそういった措置を取らせていただいて、やはり非常に専門的な分野に長けておられる方なので、子どもたちにとっていい学びができていくというのを確認しているところでございます。

ですので、今までの考え方と違うところは、様々な経験を持たれている方々に学校現場に入ってきていただいて、子どもたちに教えていただく機会をつくるということになってくるかと思います。こういったピンチなところをしっかりとチャンスと捉えて、子どもたちに不利益がないような形で、教育課程を進めてまいりたいと思っております。

○あくつ委員

教育委員会ははじめ学校現場でも必死の努力をされているということは私も認識しておりますので、引き続きそういった様々な工夫と併せて、教員の確保というところを、やっぴらっしやると思いますが、くれぐれもまたお願いしたいというところで終わります。

○高橋（し）委員

34、35ページに服務関係のことが出ているのですけれども、東京都の都費の負担の先生方はもう本当に日頃、今各職場で一生懸命教育活動をしていると思うので、そこには敬意を表しております。その前提で、処分については区教育委員会が事実調査の上、都教育委員会への内申を行いますとあります。要するに東京都教育委員会が懲戒処分などを行うということと認識しています。

東京都教育委員会は公表しているのですけれども、品川区教育委員会として、都費負担の先生方のそういった懲戒についての公表やあるいは説明についてはどのようにお考えでしょうか。

○中谷指導課長

ご質問としては教職員の処分というところ、そしてその公表についてというところであったかと存じます。

毎回の文教委員会の場で、体罰等不適切な指導を行っているものも含めての調査結果というのを定期的に報告させていただいております。毎年やっておるものですので、この中で、懲戒処分の内容につきましても公表というか、ご説明をさせていただきたいと思っております。

○高橋（し）委員

体罰などについては報告あるのですけれども、そういったことでないいわゆる不適切な指導とか、そういうことに関しての報告はないと思うのですけれども、その点についてはいかがですか。

○中谷指導課長

体罰等の「等」の中に、今ご指摘いただいた不適切な指導であったり暴力であったりという、カテゴリー化されておるものなのですけれども、そういったものを一覧でお示しさせていただくことによって、ご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○高橋（し）委員

ちょっと今日は初日なので、そこまでとしていただいて。それでは、区負担の教職員のうち、区独自教員の方がそういった懲戒に値するような、あるいはいろいろな処分をした場合の取扱いはどのようになっているのでしょうか。その処分についての判断をするのは、教育委員会の人事担当課になるのでしょうか。それを含めてお願いたします。

○中谷指導課長

区独自教員の処分はどうかというご質問かと存じます。

こちらにつきましては、東京都が東京都教育委員会からというものに対して、区の固有の教員に関し

ては品川区教育委員会からということになりますので、そのプロセスでもって同様に、もしも処分等のことが起きてしまった場合にはご説明をさし上げたいと思っております。

○高橋（し）委員

そうすると、人事ですから、教育委員会の指導課の中で、恐らく区の条例等に基づいてそういった処分を行うのではないかということの確認が1つと、こちらについては区の職員の話ですけれども、区の職員のほうについてはホームページ等で、懲戒処分というのは、もちろん詳細が分からないように、プライベートなことが分からないように公表しているのですけれども、区の職員というカテゴリーで考えたときに、区の教育委員会は区の独自教員の方のそういった懲戒についてはどのようにお考えでしょうか。

○中谷指導課長

今、お話をいただきましたとおり条例に基づいてというところで、区の独自の教員につきましても、プロセスにしっかり従った中で公表させていただきたいと思えます。

ホームページでの公表ということのご指摘をいただいたかと思っております。こちらについても今お話しいただいたとおり、処分がもしあった場合に、被害の影響を受けてしまうようなお子さんについてはくれぐれも十分に配慮を期した中での公表というところになろうかと思っておりますので、そこを十分配慮した上で、公表すべきものについてはしっかり発信していくということになってまいりますので、よろしく願いいたします。

○高橋（し）委員

それぞれありがとうございました。また、別の機会のお尋ねしたいと思えます。ありがとうございました。

○田中委員

冒頭の委員長の仕切りのとおり、詳細については1年間の質疑の中でお伺いしていきたいと思えます。全体像でちょっとお伺いしたいのですが、一番最初にその教育目標がありまして、それに基づいて基本方針が定められており、それに基づいて品川の教育がなされていると思えますが、今年の4月1日に新たな教育目標を適用ということではありますが、これはちょっと確認したら、国のほうの第4期教育振興基本計画が改定されたことに伴って文言整理がなされ、そういう形になっているというふうな理解をしておりますが、それでいいのかということと、あと一方で教育大綱というのがありますが、その教育大綱と教育目標あるいは基本方針との関係性について、ちょっと確認させていただきたいと思えます。

○米田教育次長

まず教育目標の改定ですけれども、委員からお話もありましたように、国の教育振興基本計画の改定に伴いまして、特に教育目標の前文にあります「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向け」というようなものを文言に入れるとともに、項目について、教育目標のほうは簡単にして、その後の説明についてを基本方針の中で詳細に記述していくというようなことも含めまして、1ページにもありますように11月14日の教育委員会で決定し、同月の文教委員会のほうでも報告をさせていただきまして、教育課程の編成等もごさいます関係で早めに決定し、今年度の4月1日から適用しているというようなものでございまして、今までオリンピック・パラリンピックの記述等もございましたので、そういうものについても一定整理をしつつ、必要な文言を入れたり削除したりといった軽微な修正も併せて行っているものでございまして。

なお、教育目標および基本方針については、特にこのいつからいつまでのというようなところではご

ございませんので、今般見直しを行いましたけれども、それほど多く修正を行っているものではございませんけれども、随時見直しを図ってまいるといような考えであります。

それから、教育大綱につきましては、品川区の基本構想だったり長期基本計画に基づいて、品川区区長部局を含めた全体としての教育のあり方というもので、現在においては10年間を基準として定めているものでございますので、そちらも必要に応じた改定は見込まれるとは思いますが、基本的には10年間、その内容にのっとり区長部局および教育委員会がその内容を忠実に実行していく。このような位置づけになっているものでございます。

○田中委員

要するに、区長部局のことも含んだ教育全般が教育大綱に示されていて、その下での教育委員会としての教育のあり方が、教育目標なり基本方針に示されているという理解でよいでしょうか。

ではそのタイミングとして、昨年の国の教育振興基本計画改定に伴って教育目標等が変わった、改定されているということであると、先ほどあったように令和2年の新しい長期基本計画に基づいて教育大綱が令和3年に改定されているという、そういうタイミングなのですが、今の次長のお話の10年間を見通したものだということですので、要はその教育目標なりがもう既に直近で変わっているわけですが、教育目標、基本方針が変わったことに伴って、逆に教育大綱側を変えるとか変えていくということではないのですか。この辺の位置づけとか、関係性をもう一度確認させてください。

○米田教育次長

教育目標と教育大綱というのは、当然品川区全体の教育の中でというようにところにありますので、教育大綱を勘案しながら、区教育委員会独自として教育目標を教育委員会の中でも協議をいただいて定めているものでございます。当然、その両方を見比べていくという中で、大幅な改定の必要な項目等が出てくるようなところがありましたら、その辺は、教育大綱につきましてはあくまでも区長部局が基本的に定めているものですので、区長部局とも協議をしつつ、またその辺りは反映させていく。このような手続になろうかと思えます。

○田中委員

分かりました。今後、区長が10年以内に長期基本計画を変えるかどうかというのも今後のことでもありますので、それはそれらに基づいてと。

私自身の中での品川の教育は、いわゆる若月世代で止まっております、その後中島世代、今伊崎世代と進化しているのですが、若月世代で言うと、プラン21でその学区域を自由化して、自由競争にしてと、競争性を導入して質を高め、また一方で小・中一貫校を目指そうというようなタイミング。その後を受けて品川ルネサンスとして、中島時代にそれをさらに進化したというような理解をしておるのですけれども、若月世代と中島世代、そして今の伊崎世代で言うと、結構その地域力の活用ということが、若月世代にはない形で導入されているように強く感じるのですけれども、うがった見方をすると、学校にその学校の質を高める力が弱まってきたために、地域力を活用してということなのか、いわゆる地域力、地域の方の力を借りなくてはならないような背景といいますか、その原因といいますか、どういう状況から地域力を活かそうとされてきたのか。学校教育というのは学校の中が基本的には果たされる環境だと思っておるのですけれども、すみません、若月世代からの理解を深めたいという思いから、ちょっと確認をさせていただきたいです。

○米田教育次長

前々教育長のときに、プラン21というようなことで実施いたしました。そのとき、多分今に比べ

れば学校のことは学校の中でということで、決して地域に開かれていなかったわけではないと思います。当然そのときにも様々な取組の中で、外部評価者制度とかを取り入れつつというようなところでやってきていますので、その辺のところは前から地域も含めということです。

教育力が低下しているというよりは、様々地域には得意なことをお持ちの方々であったりとか、あるいは子どもを見ていくにあたっては学校だけ、そこだけで役割を果たすというのではなく、地域ぐるみでやはり子どもたちを見ていくというような中で、国としてもコミュニティ・スクールを推進をしているわけでございます。品川区としても、もともとありました外部評価者制度をさらに進化させるような形で、地域の方々のご協力、これはPTAだけにとどまらず、幅広く地域の方のご協力をいただきながら、全体的に子どもたちを見ていこうと。こういった精神の中で進んでいるものですので、その辺のところは、世の中全体に必然的な流れかなというところもあります。国の流れ等も見ていきつつ、品川区としてもやはり教育政策を推進している、こういったものでございます。

○田中委員

地域力を活かすことは素晴らしいことだと思いますし、それに基づいてその学校の特色ある学校運営というのがなされているということが事務事業に書いてあるので、分かるのですけれども、一方で特定のところでしかその教育が受けられないという、教育の均等化というか一体化というか、そういう観点から言うと、地域の特色ある、例えば何かにたけた方が地元いらっしゃって、その方のいろいろなご指導をいただく中で、学校も一つの特色として出すというのはすごく分かるのですけれども、一方でそういう方がいない学校に通わざるを得ない子どもたちには、そういう機会をどうやったら与えられるのかなというのを自分なりに少し考えているところではあるのですけれども、その特色がある一方で、では特色のない学校に通わざるを得ない子どもたちに対してのフォロー、それはどのように捉えていったら今後よいのでしょうか、教えてください。

○米田教育次長

品川区は品川区立学校教育要領というのを設けておまして、国の学習指導要領以外のところで、そういうような形で9年間を見通したということが特徴でございます。そういった中では、先ほども参考資料というような形がありましたけれども、どのような校種であっても同じような教育を行っていくというようなところでございます。そのような中で学校が切磋琢磨し合いつつということで、先ほど地域の力をいただくということでも、多少それぞれの特色が多分あるかと思います。この学校はこの辺りのところに力が入って、また別の学校では別の人材の方々をというようなことがあると思います。

その辺のところは、学校地域コーディネーターという職員が学校と地域をつなぐという役割をしておりますけれども、学校地域コーディネーターも横同士でのつながり等もあったりというようなことをしておりますので、どこかでいい活動があったというようなときには、それぞれまた地域コーディネーターを軸として、他校でもまたやっていただけるような内容があればそこは引き続き拡充していくというようなことで、お互い自分たちの学校ではこのようなことをやっているけれどもというようなところの中で、特色ある教育活動を、なるべくいいものについてはいろいろな学校で取り入れられるようにということで続けているものでございます。

○田中委員

最後に1点だけ確認。一番最初の全体像の中で、プレス発表にもありました品川区教育振興基本計画が今年度策定されるということなのですが、この基本計画は全体像の中で言うとどこに、事務事業概要には書いてなかったのか、どういう形で位置づけられていくのか確認したいと思います。

○米田教育次長

教育振興基本計画については、これから教育委員会全体として定めていくような形になりますけれども、先ほどの確認みたいな形になりますけれども、教育大綱までが区長部局と連携しつつというようなところになりますので、教育振興基本計画は、基本的にはその範囲については教育委員会の中ということになりますので、教育目標、基本方針をどのような形で具現化していくかというようなことで、そこにひもづいているということで捉えていただければと思います。

○西村委員

1点だけ伺えればと思います。大きなところのご質問でということなのですが、少しだけ入り込んでしまって申し訳ないのですけれども、教育総合支援センターの事務分掌のところ、不登校ですとか特別支援ですとか担当が特化されたことで、特により強化されている点ですとか、これまで行き届かなかったところに対応ができていくという点がありましたら、お聞かせいただければと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

教育総合支援センターでは、昨年度までの相談支援担当を3つの担当に分割したということで、一人係長で全てを背負って事務を回していたところがあるのですが、それぞれに主査級の職員が就きましたので、また心理や福祉の職員も就きましたので、そういった面でそれぞれの施策がより充実するような体制が整ったというところがございます。今、4月、5月、6月に入りましたけれども、それぞれが円滑した運営を進められるようになってきております。

○西村委員

特に不登校で様々な学習参加の形態を今用意していただいているのですけれども、なかなか早期発見ですとか、早期対応の難しい状況なのではないかと思っていまして、こういったご相談を受けている担当の方がいち早く学校の状況をキャッチアップして、整備をしていただくということがすごく重要だと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

○山本副委員長

私からも1点だけ、部活動地域移行の推進に関して質問させてください。

今年度から全15校30部活を対象に進めているというところだと思いますけれども、各学校で対象種目については選定をされていると理解しておりますが、現在の民間委託の状況についてお教えください。

○中谷指導課長

民間委託につきまして、今年度から学校部活動に対して、学校長が定める2部活程度、種目を選定した上で始めるということで、今、6月に入りまして、少しずつ実際にご指導者の方がいらっしゃって、子どもたちに一部教えるというようなことが始まっているわけですけれども、ふたを開けてみて、トータルで34種目、区内の中学校・義務教育学校の中で選定されております。中には文化部もあったり、運動部ですと卓球部などが複数選ばれているというところがあります。まずは今年度しっかりこの導入をした上で、その成果と課題というところも含めてしっかり把握していくというところでやってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○山本副委員長

選定が終わって、これからやっていくというところなのですが、一部聞いたところによりますと、選定はしているものの、従来の顧問の先生が異動してしまっていない、指導者を待っているような状況があって、緊急的にその指導者を臨時的に探したりしている学校があると聞いているのですけれど

も、そのような状況のところはどの程度あるのかということと、実際にその民間委託の指導者の方は、何月ぐらいからそれぞれ対応される予定なのかというのがあれば、教えてください。

○中谷指導課長

スケジュール的なものにつきましては、4月1日から選定された34種目に対して、教育委員会と学校の関係者と会社の方々と交えて、打合せをするというような取組を全校で行ってまいりました。その中で、今ご指摘いただいたようなその指導者がいらっしゃるまで、どのようにその部活動の運営をやっていくかは、かなりケース・バイ・ケースでございまして、今までその部活動の顧問をやっていた方が引き続きなさるケースもあれば、一気にがらっと代わられて違う方がいらっしゃる、極端に申し上げますと、4月1日に他地区などから転入された教員が担うというようなこともあります。そのような中で、6月から、その選ばれた34種目に対して、業者の方が直接入るといったようなスケジュールをとっております。

いずれにしても初めての試みなので、いきなり雑な形で始めてしまうと子どもたちに影響が、これは絶対に避けなければいけないことなので、こういった運営方針でやっていくか、また欠席の連絡があったり出席の管理はどのようにやっていくか、けがをした場合の対応というのはどのようにしていくか、こういった少なくとも運営上しっかり共通理解を図らなければならないことを、学校によってもそれが違うケースもありますので、状況に応じてしっかりこういったシミュレーションでやっていくというものに、その打合せに時間をかけてやらせていただいているというものになります。そういった意味では丁寧な打合せの下に、円滑にスタートができるようにということで進めてまいりたいと思っております。

○山本副委員長

ぜひ、丁寧に進めていただきたいということと、子どもたちにとってはその一学年は一度きりしかないところですので、部活動が滞らないように、切れ目のない部活動ができるように、十分なサポートをよろしくお願いいたします。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、教育委員会の事務事業概要につきましては、これで終了いたします。

(2) 子ども未来部

○こんの委員長

続きまして、子ども未来部の事務事業概要について一括して説明をお願いいたします。

○佐藤（憲）子ども未来部長

それでは、子ども未来部の令和6年事務事業概要についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、子ども未来部の事務事業概要の6ページをご覧ください。まず、組織でございます。子ども未来部は昨年度と同様に、5課、1つのセンターで構成されておりますが、10月の区立児童相談所開設に向けまして、児童相談所担当部長と一時保護担当課長を配置するとともに、各種子ども施策の推進のため、子ども施策連携担当課長、子ども家庭支援センター開設準備担当課長を新設しております。各所管分については、この後ご説明を申し上げます。

次に、7ページをご覧ください。職員配置状況です。各課の職種別の職員配置数となりまして、昨

年度から33名増のちょうど1,000名となり、児童相談所の開設に向けまして、福祉、児童指導等を増員をしております。

少し飛びまして、11ページをご覧ください。2、子どもに関する主な施策の現状と考え方でございます。令和5年4月施行のこども基本法の目的には、「心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す」ことなどがうたわれております。子ども未来部では、法律の趣旨や地域におけるニーズ等を踏まえ、「子育て・教育で選ばれるしながわ」の実現に向けまして、児童福祉に関すること、青少年の育成に関すること、子育て支援に関すること、児童相談所に関することの各種施策を全力で推進をしております。

○原児童相談所担当部長

続きまして、私のほうから、区立児童相談所開設の概要についてご説明申し上げます。同じく11ページ、下から4行目以降をご覧ください。

児童相談課では、令和6年10月の児童相談所の開設に向けまして、東京都品川児童相談所からのケースの引継ぎや一時保護受託を、実施体制の整備や職員の専門性向上のための研修実施と並行して行っております。開設後は「子どもの笑顔をみんなでつなぐまち・しながわ」を基本理念とし、子ども家庭支援のあらゆる局面において子どもの最善の利益を守り、全ての子どもの権利が保障される児童相談体制を目指してまいります。

この後は、それぞれ所管から説明をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○藤村子ども育成課長

私のほうからは、子ども育成課の事業のうち、子ども育成課長所管分についてご説明させていただきます。まず、資料16ページ上段のほうをご覧ください。

こちら(1)次世代育成支援では、「子育てガイド」の発行を行うほか、子育て支援情報発信アプリ「しながわこどもぼけっと」などを活用した情報発信を行っております。

次に、飛びまして、20ページをお開きください。こちら子育て応援プログラム事業でございます。

(1)子育て交流サロンは、0歳から2歳児親子の交流と相談の場となっております。また、(2)子育て講座におきましては、離乳食レッスンですとか、21ページでございますようにアレルギーに関する講座等を実施しているところです。

続きまして、おめくりいただいて22ページになります。こちらは在宅子育て支援事業でございます。(1)すくすく赤ちゃん訪問事業、(2)各種親育ち支援事業、お隣23ページでございます子育て自主グループ支援事業など、育児不安を解消するために様々な形で事業を展開しております。

次におめくりいただきまして24ページ、こども冒険ひろば事業は、北浜公園としながわ区民公園のほか、荏原地区においては外遊び推進事業として、同様の事業を行っております。

次に、25ページです。こちらにございますように、品川子育てメッセの共催や地域子育て支援グループの活動支援など、地域の子育て支援団体の活動の支援にも力を入れているところでございます。

おめくりいただいて、26ページです。オアシスルームでは一時預かり、ポップンルームでは交流相談支援を行うほか、右のページになりますが、(仮称)八潮子育て支援施設の整備を進めてまいります。

続きまして、28ページの児童センター事業でございます。令和5年度より各種事業を通常どおり展開しております、こちらの事業の状況等を記載してございます。

飛びまして、32ページをご覧ください。こちらは児童センター25か所の一覧がございます。それぞれの概況を記載してございます。一本橋児童センターは改築中のため休館しておりましたが、本年4月より再開してございます。

次におめぐりいただいて、34ページ、すまいるスクール事業でございます。こちらは時代のニーズに合わせ事業形態を変えながら、学校と連携いたしまして運営にあたっているところでございます。登録児童数等は36ページのとおりでございます。

○柴田子ども施策連携担当課長

続きまして、私からは子ども育成課事業のうち、子ども施策連携担当課長所管分についてご説明させていただきます。資料の16ページをご覧ください。

まず、青少年健全育成からでございます。ページ下段の(2)青少年問題協議会でございますが、こちらは青少年の指導、育成のために、関係する団体や行政機関が連絡調整を行うものでございます。主な活動とその実績は17ページの上段に記載をしてございます。また、同ページの下段の(4)青少年委員活動や、おめぐりいただきまして、18ページの(5)ジュニア・リーダー教室、(6)青少年育成者研修、そして19ページの(7)青少年育成事業助成金や(8)体験型育成事業など、様々な事業を通じて、青少年の健全育成を行っております。

次に、少しページが飛びますが、38ページをご覧ください。子ども・若者育成支援事業についてでございます。(1)の相談等拠点の整備ということで、こちらには子ども若者応援フリースペースと、エールしながわの2つの拠点について記載しております。こちらは不登校やひきこもりなどの子ども・若者とその保護者を対象に、気軽に利用・相談ができる拠点となっており、それぞれ表中の実績のとおり、ニーズが高い事業となっております。

おめぐりいただきまして、40ページからは子育て・子ども・若者施策の総合的な推進についてでございますが、お隣の41ページをご覧ください。下段に(4)品川区子ども計画とございますが、こちらは品川区における子どもに係る各種計画を一本化するということで記載をしております。今年度は計画策定、次年度より計画実施を予定しているところでございます。

最後に、本年10月に開設予定の児童相談所のバックアップ機能に関してでございます。42ページの児童福祉審議会の運営、子どもの権利擁護事業、43ページの児童入所施設措置費等の支弁、44ページの社会的養護の推進等を通じまして、児童相談所関連施策の充実を図ります。

○染谷子ども家庭支援センター長

続いて、私からは、子ども家庭支援センターの事務事業についてご説明をいたします。45ページからになります。

まず、1の子どもに関する相談事業でございます。1行目にありますように、18歳未満の児童に関する相談および児童虐待通告については現状区が一義的な窓口となっておりまして、子ども家庭支援センターが児童相談所等の関係機関と連携しながら、要保護児童等の相談支援を行っております。なお、こちら3段落目に記載がありますとおり、令和6年10月からは、児童虐待の通告窓口が品川区立の児童相談所のほうに一元化され、法的対応を担う児童相談所と、虐待予防・療育支援を担う子ども家庭支援センターが両輪となって、相談支援を行ってまいります。

次に46ページ、こちらのほうに児童家庭相談の実績を記載しております。件数につきましては、ご覧のとおり年々増加しておりまして、令和5年度につきましても児童虐待相談をはじめ相談件数については伸びている状況でございます。

その下の（２）品川区要保護児童対策地域協議会、こちらにつきましては、子ども家庭支援センターが調整機関となりまして、子どもに関わる地域の各関係機関と連携して、要保護児童等への支援を行っております。次のページから協議会の構成等を記載しておりまして、第１層の全体会から、ページの下段になります第２層地域分科会、４８ページ上段に参りまして第３層の協議会ケース会議については、開催実績等こちらに記載のとおりでございます。

４８ページ下段、（３）品川区における「居住実態が把握できない児童」の把握および関係機関連携につきましては、令和５年度の報告件数は０件ということで、各調査を通じて対象の全ての児童について把握ができていますところでございます。

続きまして４９ページ、（４）児童虐待防止推進等に関する取組につきましては、今年度も引き続き実施してまいります。

（５）適切な親子関係形成支援事業、子育て支援専門プログラムは、令和６年度、今年度新規事業でございます。５月８日から第１回目のプログラムをスタートしております。

次に、５０ページに参りまして、２の在宅子育て支援事業につきましては、家庭あんしんセンターにおきまして、子育て相談のほか、③のショートステイ、トワイライトステイといった事業などを実施しております。

５１ページのほうに参りまして、（２）の要支援ショートステイにつきましては記載のとおりの実績となっております。次の（３）乳幼児ショートステイにつきましては、こちら令和４年度からの新規事業となっております。一部訂正をさせていただければと思っております。（３）表中に令和３年度に１４泊という実績の記載がございますが、こちらは誤りでございまして修正をさせていただいて、後ほど電子データのほうの差し替えをさせていただければと考えております。申し訳ありません。こちらの乳幼児ショートステイ、令和４年度開始いたしまして、令和４年度から非常に多くのご予約・お問合せをいただきまして、令和５年度から定員を１名増やしたことによりまして、令和４年度９４泊に対して令和５年度２１６泊ということで、大きく利用実績が伸びているところがございます。

次に５２ページに参りまして、３、しながわネウボラネットワークでございます。子ども家庭支援センターにおきましては、（１）産後の家事育児支援として、ヘルパー等の利用助成を行っており、実績は伸びております。令和６年度の改正点といたしましては、助成内容の上限時間、３行目に記載の第二子以降で出生時に上のきょうだいが３歳以上のお子さん、こちらにつきましては上限時間２０時間だったものを、６０時間に拡大をしております。これは利用者アンケートや区民の声などで多くのご要望をいただいたものを受けたことによるものでございます。

５３ページに参りまして、（２）子育てネウボラ相談員の配置では、令和６年度に新たに滝王子児童センター、東中延児童センターでの開設を予定しておりまして、これで要保護児童対策地域協議会の第２層、地域分科会の１３地域ブロック圏域に各１か所の配置となり、地域子育て相談機関の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に５４ページ、４、ヤングケアラー支援事業でございます。令和５年度におきましては、ヤングケアラーコーディネーターの配置、SNS相談窓口の開設、ピアサポートの開催など、相談体制の充実を図ってまいりました。令和６年度は、昨年９月に実施した子ども向けのアンケート調査の結果等を踏まえまして、新たな支援策として、配食サービスや日本語が苦手な親の通院などへの通訳者の同校、学習支援やキャリア相談など、より一層の支援体制の拡充を図ってまいります。

最後に、5の子ども家庭センター開設準備です。こちらにつきましては、法改正により設置が求められている子ども家庭センター、母子保健と児童福祉の両機関が一体的に相談支援を行う機関、こちらのほう、品川区では令和7年4月の開設に向けて、現在組織体制・連携体制の構築に準備を進めているところでございます。

○長谷川児童相談課長

続きまして、児童相談課の事業内容についてご説明申し上げます。55ページをお開きください。繰り返しになりますが、令和6年10月に児童相談所を開設いたします。これまで開設に向けて、施設整備や人材の確保・育成等の諸課題に取り組み、広域的な課題に対しては都および特別区ならびに関係部署・関係機関と連携しつつ準備を着実に進めてまいりました。

開設後は「子どもの笑顔をみんなでつなぐまち・しながわ」を基本理念といたしまして、子ども家庭支援のあらゆる局面において子どもの最善の利益を守り、全ての子どもの権利が保障される児童相談体制を目指してまいります。

事業内容になりますけれども、まず、1、児童相談所の開設準備といたしまして、東京都からのケース引継ぎでございます。4月から家庭訪問の同行や面接の同行を始め、段階的に区職員中心となってケース対応を始めてまいります。（2）としまして、東京都からの一時保護受託でございます。開設までの期間、一時保護児童を区において受託いたします。受託にあたり、保護児童の従前の人間関係や環境などの連続性に配慮しつつ、受託機関において建物の有効活用および区職員の人材育成をしながら、運営マニュアル等の最終調整を行うことで、開設後の運営体制の充実を図ってまいります。

2、児童相談所の運営でございます。児童相談所では24時間・365日相談を受け付けるため、休日・夜間電話対応業務委託や児童相談システムの運用によって、相談受付体制を整備いたします。また、技法習得のための専門研修を受講するとともに、外部講師の招聘による研修を実施し、所内の専門性の向上に取り組んでまいります。

3、一時保護所の運営に関しましては、担当課長よりご説明申し上げます。

○金子一時保護担当課長

55ページ後段の一時保護所の運営について説明します。「大切にします、自分のこと、まわりの人、将来のこと」という一時保護所の基本理念に基づき、一時保護を通じて様々な保護を必要とする子どもの安全と最善の利益を図ります。子どもが楽しく安心して生活するとともに、行動観察の一助となるよう、必要な物品をそろえ、様々な行事の機会を設け、子どもの学力に応じた学習や運動の環境を整備します。

○飛田子育て応援課長

私からは、子育て応援課の事務事業について説明させていただきます。56ページをご覧ください。

1、児童の各種手当でございます。児童手当をはじめ様々な手当の支給を行っております。児童手当については、令和6年10月分から所得制限がなくなり、支給要件が中学生から高校生年代までと拡大されます。支給の開始は今年の12月からとなります。

62ページをご覧ください。2、子どもすこやか医療費助成。令和4年度までは中学生までが医療費の対象でしたが、こちらのほうは令和5年度より、新たに高校生年代まで拡大されております。

64ページ、3、女性福祉です。こちらのほうは女性相談支援員を設置し、相談業務を実施しております。

65ページ、4、家庭福祉です。夫婦関係、離婚や相続、養育費の問題などの相談を行っております。

す。66ページの(2)養育費相談支援事業は、令和3年度より開始しており、今年度より新たにADRの利用経費と親子交流に関する費用補助を開始しております。

次に、67ページをご覧ください。5、ひとり親家庭福祉でございます。就労や子どもの養育環境の相談に応じ、自立援助を行っており、ひとり親家庭の経済的自立助成と児童の福祉の増進を目的として貸付も行っております。

次に、71ページをご覧ください。6、ひとり親家庭支援事業でございます。ひとり親家庭にレクリエーションや学習支援など様々な事業を行っております。

次に、76ページ、7、入院助産でございます。こちらは経済的な理由により出産費用が困難な方へ助成をしているものでございます。

次に77ページをご覧ください。8、奨学金貸付事業でございます。在学応援資金は、貸付額の全部または一部の返還を免除する制度でございます。入学準備金は、高校等に入学に必要な費用についての貸付をしております。

79ページ、9、子どもの未来応援事業でございます。子ども食堂の支援やふるさと納税型のガバメントクラウドファンディングを実施し、子どもの食の支援事業を行っております。

81ページ、82ページは各給付金の昨年度の実績を参考に記載しております。

○芝野保育入園調整課長

私からは、保育入園調整課の事務事業についてご説明いたします。保育入園調整課は、保育行政のうち、主に利用者向けの入園調整および助成金の支給ならびに保育施策の推進、指導検査に係る事務を所管しております。

83ページをご覧ください。1、保育園等の利用認定です。子ども・子育て支援新制度により、保育園等を利用する際は、利用のための認定を受ける必要がございます。(1)の認定の種類に記載のとおり、1号認定から3号認定までの3つの区分があり、次の84ページに年齢別の認定数を記載してございます。

次に、85ページをご覧ください。2でございますが、認可保育園等の対象者、入園事務の概要を記載しております。園別の在籍状況につきましては、87ページ以下の表をご覧ください。87ページの表が区立保育園等の状況ですが、令和6年4月1日現在45園、定員が4,350人、在籍数が3,900人となっております。次のページ、88ページおよび89ページの表ですが、表の左端の番号46番から150番までが、私立認可保育園となります。令和6年4月1日現在105園、定員が7,679人、在籍数が6,830人となっており、一番下になりますが、公・私立合わせまして150園、定員が1万2,029人、在籍数が1万730人となっております。その他の保育施設等につきましては、90ページから93ページの表をご覧ください。なお、待機児童数につきましては、令和4年度、5年度に続き、3年連続ゼロとなっております。

次に、95ページをご覧ください。3、保育料および各種助成制度でございます。(1)の認可保育園保育料でございますが、令和5年度より第2子以降保育料は無償となっております。

次に、97ページをご覧ください。(3)および(4)につきましては、認可外保育施設の保育料助成制度となります。(3)に記載しております国の無償化基準額に加え、区の施策として(4)の助成制度を設けております。なお、(4)の助成制度につきましては、対象となる施設の拡大を図るなどの見直しを行っております。

次に、98ページをご覧ください。(5)のベビーシッター利用支援事業ですが、東京都の助成制

度を活用し、利用料を一定の時間数補助するもので、一時預かり利用支援につきましては、令和5年度は1,830名のご利用がございました。

次に、99ページをご覧ください。（6）から101ページの（10）までにつきましては、私立幼稚園等に通園されている園児保護者に対する助成金、補助金でございます。

次に、102ページをご覧ください。4の保育施策の推進でございます。（1）の品川区内保育園のあり方ですが、令和6年4月に策定いたしました基本方針に基づき、区立保育園の建替え、民営化の検討等を進めてまいります。

（4）の品川区立就学前乳幼児教育施設ぷりすくーる西五反田は、公設民営型の幼保一体施設で、ふれあい交流室を併設し、地域の子育ての相談や支援を行っております。

103ページ、（5）の私立保育園の開設等支援につきましては、区全体の将来的な保育ニーズを含めた供給量を見極め、受入枠の確保に取り組んでまいります。

次に、105ページをご覧ください。5の保育施設の指導検査等でございます。区内全体の保育の質の維持向上に資するため、法令に基づき指導検査・巡回指導を積極的に進めてまいります。また、保育園等の安定的な運営に寄与するため、（3）から107ページの（6）までに掲げる各事業を通じ、園に対する支援を行っております。

○中島保育施設運営課長

保育施設運営課の事務事業につきましては、保育事業担当課長と分担して説明させていただきます。

初めに、108ページをご覧ください。区立保育園等の運営でございます。（1）に保育園の目的と事業概要、現況を記載しております。現在区立保育園は、幼保一体施設、区立、民営保育園を含めまして45園となっております。

次に（2）特別保育でございます。区では基本保育のほかに、記載のとおり延長夜間保育をはじめ、休日保育、年末保育、病児保育、一時保育などの特別保育を行っております。

111ページの（3）特別支援保育でございます。こちらは心身に障害のある、または心身の発達状態から配慮を必要とするお子さんについて、よりよい発達に配慮をした集団保育を行うほか、子育てに関する不安や悩みをお持ちの保護者を対象に相談会を実施しております。

おめくりいただきまして、113ページをご覧ください。（5）一日保育士体験は、子育てへの理解を深めていただくために、在園児の保護者が保育士の仕事を体験する事業でございます。コロナの間中断しておりましたが、令和5年5月から再開しております。

（6）チャイルドステーション事業は、在宅子育て支援事業として、保育体験や園庭開放などを行っておりますが、こちらも同じく令和5年5月より再開しております。

ページ飛びまして、122ページをご覧ください。区立幼稚園につきましては、幼保一体施設6園、単独園3園の計9園となりまして、全園で2年保育を実施し、預かり保育を行っております。

飛びまして127ページでございます。こちらでは、幼保一体施設について記載をしているところでございます。

129ページをご覧ください。こちらは就学前乳幼児教育の充実でございますが、0歳から就学前までの全ての子どもが保育園・幼稚園の区別なく等しく質の高い保育・教育を受け、小学校にスムーズに移行できるよう、乳幼児教育の充実に努めております。具体的には保育職員の研修や保幼小連携、公・私立保育園地域連携推進事業等を行っております。

○佐藤（裕）保育事業担当課長

私からは、私立認可保育園等の事務事業についてご説明申し上げます。115ページをご覧ください。私立認可保育園、地域型保育事業、認証保育所の運営等でございます。令和6年度は区内私立保育園105園、地域型保育事業20園、認証保育所19園に対して、運営費助成や各種補助金の支給を行ってまいります。

次ページ以降に各種補助事業の実績が記載されております。118ページをご覧ください。令和6年度の新規事業として、(9)、(11)、(12)がございます。

(9) 地域の子育て支援は、保育所等が地域交流の創出として、子育て相談等を実施するものを支援していくものでございます。

(11) BCP策定支援業務委託は、保育施設においてBCP策定が努力義務化されたことを受けて、保育所等におけるBCP策定を支援していくものでございます。

(12) 医療的ケア児保育支援事業は、私立保育園において医療的ケア児を受け入れるための体制整備を支援していくもので、人件費や研修費を補助してまいります。このような取組を通じて、私立保育園の質の向上を図ってまいります。

続きまして、120ページをご覧ください。認可外保育施設等の運営でございます。区内に2園、空き店舗を利用した子育て交流ルーム、通称「おばちゃんち」がございまして、その運営支援や企業主導型保育事業などへの運営支援を行ってまいります。

続きまして、124ページでございます。私立幼稚園の運営です。令和6年度は、新制度への移行園を含め、区内17園に対する運営費および各種補助金の支給を行ってまいります。

126ページをご覧ください。令和6年度の新規事業として、(13) 未就学園児定期預かり事業がございます。昨年度、保育所等でモデル実施しました空き定員を活用した未就園児の定期的な預かり事業でございますが、今年度、対象を幼稚園に拡大していき、幼児教育・保育の質の向上に加え、在宅子育て支援に取り組んでまいります。

○こんの委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

本件について、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○あくつ委員

1点だけ、これも確認させてください。私立認可保育園に関してなのですが、昨年度から新たな私立認可保育園については、もう待機児童についてはある程度解消されたというところで、新規の建設は行わないというような方針だったと思うのですが、この方針については、今後いろいろな私立保育園の事業者からかなりアプローチがあったと聞いているのですが、それはもう全てお断りをされたと聞いておりますが、これはこのような方針でこれからも進むということで間違いはないということか確認させてください。

○芝野保育入園調整課長

私立認可保育園の新規開設に関するお問合せでございます。

今、あくつ委員ご案内のとおり、私立認可保育園については、新たな開設は一時見合わせております。しかし、今後保育の需要が高まった場合につきましては、私立認可保育園を含めまして、新たな開設についても検討していく準備はしております。今現在、いろいろな相談が来ておりまして、今、

実際に具体化して新規開設になる園もあると予定しているところなのですが、ちょっとここではまだご説明できないので、場を改めましてまたご報告させていただきたいと思います。

○あくつ委員

私が住んでいる海側の地域というのは保育園の需要がまだまだというか、人口がやはり予想以上に増えているというところもあって、やはり地域地域で非常にその保育ニーズの違いがあるというところで、今課長がおっしゃられたとおりでと思うのですけれども、ただその事業者からのご提案と品川区のニーズというものが本当にマッチングするというのは非常に難しい状況というのは分かるのですが、積極的にそういったところを、本当に見通しが難しい、私がいる地域では小学校もあふれているような状況もあります。人口動向というのをどう見極めるかというのは難しいところがあるのですけれども、ぜひそこは今までの知見と経験を生かしていただいて、なるべく品川区民の子育て世代のニーズに合うような形での開設をお願いしたいと思います。

○田中委員

まず、1点目は児童相談所に関してでございます、いよいよ今年の10月に区立の児童相談所ができるということで、今の段階ではまだ準備段階だと思っておりますが、組織として10月以降、また恐らく実施運営体制を再構築することになるのか、もう既にそこが視野に入った形での体制に整っているのかということをお伺いしたいのと、今まで都の事業だったものが区に移管されることのいろいろ23区全体の中での議論がある中で、品川区は独自で開設するという中で、一つ区に移管されることの強みとしては、家庭支援センターとの連携がより強くなって、いわゆる児童虐待、重大化された子どもさんの相談を受けるということももちろん役目としてあるのですが、それをいかにして未然に防止していくかということで、問題を極力未然に防ぐような視点で対応できることが区に移管される大きなメリットだと思っておりますので、その辺の10月以降、区立児童相談所ができるについての部長のご決意をお聞かせいただきたいと思います。

○原児童相談所担当部長

ありがとうございます。基礎自治体が児童相談所を運営するという事は、当然のことながら現行の東京都の児童相談所は広域を管轄しております。それが1区だけを管轄にする児童相談所が開設されますから、より機動性が高まります。また、地域の各学校・保育園・幼稚園をはじめとする子ども関係の関係機関との連携の密度も大変濃くなります。また委員ご指摘のとおり、重症化、あるいは重篤化、これを極力抑えるためのネットワーク、そういったものも地域に根差した形でのケースワーク活動や、日頃よく顔の見える関係というようなことを言われていますが、それをただ単に言葉だけではなく、行動で地域にどんどん職員が出ていって関わりを持っていくというような活動をしていきたいと思っております。

○田中委員

ぜひ、期待をしていきたいと思っておりますし、極力子どもの虐待状況がもう小さい段階で対応できるようなことによって、子どもの健全育成につなげていけるような姿勢でぜひお願いしたいと思います。

あと、併せて子ども未来部の事業であります、ちょうど教育委員会の皆様とも一緒の委員会なので、両者に関連する質問として子ども食堂がありますが、1つはその子ども食堂を運営していただいている区内のネットワーク、ボランティアの皆様のご協力には強く感謝をする一方で、その背景として、何ゆえ子ども食堂を開設しないといけない状況になってしまっているのかという、本来であれば子ども食堂がない状態が、運営しなくてもいい状態が、子どもにとってはよりよい環境だと思います。

が、1つは子ども未来部の所管として、要は子ども食堂の運営、それに対する支援というだけではなくて、最終的・究極的には子ども食堂を運営しなくてもいいような状況にしていくための施策というのも、私は絶対に必要だと思っておりますので、その部分が1つと、今言ったその教育委員会の関係で言うと、子どもが夏休みとかご家庭で、普段だったら学校給食があるので子どもの食事が対応できていますけれども、特に長期休暇のときの学校給食のないような時期とか、あるいは年末年始の時期などで、特に子ども食堂の重要性が逆に増えてしまっているのですけれども、いわゆる学校教育というか給食を運営するサイドとして、子ども食堂に代わり得るような取組というのが行えるのかどうかというところをお聞かせいただきたいと思えます。

○飛田子育て応援課長

子ども食堂の件でございます。もともとこの子ども食堂というのは、地域の民間の大田区の八百屋さんが、自分のところでそういうお子さんを見て何かできないかというところから発信されて、それが全国に広がったということになっております。同じく品川区でも、同じように少しでも子どもたちの足しに、また個食を避けてみんなで楽しい食事というところでどんどん区内でも広がっているところなんです。

今後のところですが、委員おっしゃるとおり、子ども食堂がないようなことが一応理想だということも一つはあるかと思うのですが、最初はそういう貧困とかそういうところから、今はみんなで楽しくやはり食事をしてという、そういう役割もあるところもありますので、今後どのように子ども食堂、また今、子ども食堂ネットワーク事務局を設置しまして、そちらのほうとも今後どのようにやっていくかということも、子ども食堂の皆さんに、実際に現場でやっている方の話を聞きながら、またどのようにやっていけばいいのかと。

今回コロナ禍がありました。それでやはり子ども食堂の運営というのが一時とまっていたりしたのですけれども、やはりそういうところでは何かしたいということで、フードパントリー、また新たな支援ということもあります。ですので、そういうところは、また子ども食堂ネットワーク事務局を通じてながら、またぜひとも考えていければと思っております。

○こんの委員長

給食という観点ではどうでしょうか。

○柏木学務課長

長期休業中の学校給食に代わり得るものなのですが、まず学校給食の考え方なのですけれども、学校給食というのは教育活動の中で実施されるものという部分になります。まず長期休業中はちょっと学校給食ではないという部分がございます。

ただ、昼食、お昼の提供という部分で学校給食の施設が使えないかというところで、以前お話とかがあつたりしたのですけれども、長期休業中、給食施設については結構工事ですとか備品の取換えとかいろいろ、単純に休んでいるので使わないのではなくて、いろいろな作業をしているという部分がございますので、その施設を使って何とかというのはなかなか難しい部分がある。

それともう一つ、学校給食の調理については、調理代行という形で委託をしております。その前提、委託の仕様の中では、長期休業中は給食は提供しないということで、スタッフについては来ないという部分がございます。

以前、長期休業中の作業等でちょっと委託業者にお話を聞いたときがあるのですが、もともと前提として、長期休業中は給食を提供しないというので募集しているの、結構お子さんのいる方がス

スタッフとして申し込んできているというので、もし長期休業中に実施するとすると、多分そういう方が申し込んでこない。なので、夏休み中とか子どもたちと一緒にいたいという部分で、そういう部分では従業員とかスタッフの募集は結構厳しくなるのではないかというお話もちょっといただいている。全ての業者に聞いたわけではございませんが、という意見もございまして、ちょっとすぐに何か成り代わり得るもので何かできるかという、ちょっと現状では厳しいかと考えてございます。

○田中委員

特に学校給食の厳しい状況も理解はいたします。ただ、子どもファーストで子どもの視点で、いろいろな知恵をぜひ出していただく中で、文教委員会所管の教育委員会と子ども未来部の連携によって、子どもの食事面における対応もぜひしっかりしていただけるように期待をしながら、質問を終わらせていただきます。

○西村委員

私も児童相談所の開設準備をしていただいているので、ちょっと2点ほど伺いたいのですが、現状東京都がしていたものを区が独自でしていくという課題とか苦勞がたくさんあるだろうと思っております。この辺りの現状の難しさがあればお聞かせいただきたいと思うのですが、例えば一時保護所の運営ですと、全国的にも課題になっている通学をどうするのかとか、こういったところの区のお考えとか取組があれば、お聞かせいただきたいと思っています。

一方で資料を見させていただくと、一時保護担当だけで35名の職員の方が就いていらして、当初課題になっていた人材採用の部分がうまくいっているのではないかと考えているのですが、現状の全体の採用の状況と、この一時保護担当だけで35名の職員がいらっしゃる役割分担というか、その方々の配置について伺えればと思います。

○こんの委員長

10月から開設なので、お答えできる範囲で。

○原児童相談所担当部長

まず、東京都からの移管に際しての課題というところなのですが、まず先ほどもちょっとお答えしましたが、広域管轄から地域限定されるというところで、よりきめ細かな対応というのができると思っております。また、一時保護所を併設するというところでの機動性も、現行よりはかなり上がると思っております。

また、虐待通報・通告窓口を児童相談所に一元化というのも、現在は子ども家庭支援センターと東京都の品川児童相談所という二元体制になっているのですが、これを一本にすることによって、なおかつ同時に子ども家庭支援センターと合同の緊急受理会議を行うということで、速やかにリスク判断と役割分担というのを決めて、どちらかが主となって動く、あるいは一緒に動くというような機動性を担保していきたいと思っております。その辺で、逆に現在課題となっている部分についてをクリアしていくというような形になります。

それと、通学支援につきましては、こども家庭庁のほうからも一時保護所のいろいろ改革というようなところで、その一例として、一時保護中の児童の通学支援というようなことも出ております。これにつきましても、地域に根差した児童相談所運営というところでは、お子さんの状況、あるいは関係する学校等関係者との調整、あるいは保護者との調整、そういったところから総合的に判断して、当該児童が学校に通学することが、よりその子にとって利益になるというふうに判断された場合につきましては、通学支援ということで在籍校に一時保護所から送り迎えをするというような形で、義務

教育年齢の児童については通学支援をすると考えております。

○長谷川児童相談課長

私のほうからは、人材の採用についてご説明申し上げます。先ほど委員ご紹介いただいたとおり、一時保護担当35名の職員を配属してございまして、内訳としましては、児童指導と心理療法担当職員、それから看護師という配属になります。これらの職員を含めた児童相談所全体の人員に関しましては、関係部署あるいは人事部門との協議の結果、順調に確保できたものと捉えてございます。

また今後に関しましては、職員のジョブローテーションを図っていき、全庁的に児童相談所および一時保護所の職員を回していく必要があると思っております。したがって、人事異動というところで今後また関係部署と打合せを図りながら、職員の充実に努めてまいりたいと考えております。

また併せまして、正規職員以外にも会計年度任用職員の配置を予定しておりまして、夜間帯に児童の安全を担保するという意味で夜間指導員という職員を配置しますが、この職員に関しましては今後採用に向け、今、公募を行っているところでございます。

○西村委員

これからのところでご質問をさせていただきまして申し訳ありませんでした。ありがとうございます。よく分かりました。本当にこども家庭庁の方とお話をしていても、この人材採用のところが本当にどこの自治体も大変だと伺っておりましたので、大変安心をしております。

もう一点だけ、すみません。ヤングケアラー支援で力を入れてやってきていただいているのですけれども、現状やってきていただいて、どれぐらいヤングケアラーの発見につながっているのかというのが少々見えてこないかなと思っております。若者ケアラーまで年齢層を広く見ていると理解していますので、続けていただいて、見えてきた品川区独自の特徴ですとか声があれば、お聞かせいただける範囲でお願いできればと思います。

○染谷子ども家庭支援センター長

区におけるヤングケアラー支援でございしますが、先ほどご説明申し上げましたとおり、令和5年度につきましては相談体制をかなり整備・充実してきたと考えております。具体的にはコーディネーターが今2名、週2日間区のほうに配置をしております。併せてLINEでの相談の受け付け、それからあと子ども家庭支援センターで以前からご支援をしているご家庭の中にも、やはり視点を変えるとヤングケアラーのご家庭であるといったところもございまして。それぞれ相談を受けている中で、例えばコーディネーターについては現状、3月の末時点で19家庭、22名のヤングケアラー、若者ケアラーと言われる年齢の方のご相談も受けておりますし、LINE相談につきましても、やはり幅広い年代の方からの相談を受けていて、継続的に3月末時点で13件の方との相談のやり取りをさせていただいているといった状況になっております。

やはり区のほうで実施していくにあたって、18歳未満のいわゆるヤングケアラーという方たちについて支援、接点を持っていくというのは、学校などの関係機関を通じることで、比較的關係を取りやすい部分ではあるのですけれども、それ以上の年齢になると、今法改正があったので、若者ケアラーなどという言い方はもうもしかしてしないのかもしれないのですけれども、その40歳未満の方たちとの接点をいかに持っていかという部分につきましては、より積極的にSNSを活用するすとか、そういったところで充実を図っていく必要があるのかなというのを、現状進めている中で感じているところでございます。

○西村委員

具体的に今教えていただいてよく理解できました。子ども家庭支援センターから発見していくというような方法もあるかと思ひますし、大分実際に出向いていただひているので、それこそ子ども食堂とかにも出向いていただければ、またより発見できるかと思ひましたので、引き続きよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○せらく委員

よろしくお願ひします。児童相談所から1点と、あと病児保育についてお伺ひしたいと思ひます。

児童相談所のところから、区立にすることで、きめ細やかで機動性がよくなるというお話、先ほどご説明いただきました。医療機関との連携についてお伺ひしたいのですけれども、東京都でやるときは都内の病院と連携をして、例えば入院だとかもやられたと思うのですけれども、区立になると、病院などは区内で医療機関と連携するのか、それとも都内でどこか連携先を探していくのか、どういう方向であるのかをお聞かせいただければと思ひます。

続けて病児保育のほうなのですけれども、病児保育ができる病院が1つ減ってしまったと思うのです。品川区での病児保育のニーズというのはどのようにお考えか、お聞かせください。

○原児童相談所担当部長

医療機関との連携につきましては様々なパターンがござひまして、日常的な児童相談所の運営という部分では、一時保護所の入所時における健診、あるいは入所中のちょっとしたけが・病気といった場合には、やはり区内の地域の医療機関、医師会を中心とした連携を取っているところ、地域のそれこそクリニックレベルの医療機関との連携というのもござひますし、また、児童虐待の対応というようなところを中心に据えて考えますと、例えばその救急医療、あるいは地域の基幹病院等での精査、検査とか治療というようなこともありますし、またセカンドオピニオンというような形で、もっといわゆる大きい大学病院レベルの第3応需と言われているような医療機関との連携も必要になってまいります。

現在、各地域の医療機関、医師会を通じての関係づくり、あるいは基幹病院のほうにも出向いて、児童相談所の開設とその後の運営という中での業務上の協力体制といったものを図りながらというような準備を進めているところです。

○中島保育施設運営課長

病児保育施設に関するお問合せでございます。先ほど概要のところでは飛ばしてしまつたのですが、110ページのところの一番上の表のところの米印で閉室したところが書いてあるのですけれども、直近では令和6年3月に1施設、チャイルドサンタのほうで閉室しています。こちらは武蔵小山にあるところです。令和5年6月にも1つ新しくは開設しているのですが、やはり需要が多い事業でございます。また、場所も西側に偏在しているということもござひますので、より区内がカバーできるよう新規開設を目指して、場所も拡充するなど、病児保育のニーズに応じてまいりたいと思ひます。

○せらく委員

児童相談所との医療連携なのですけれども、区内にお住まいの方で一時保護されて、多摩の地域のほうの病院に入院をしてしまつたというケースがあつたとお聞きしたところだったので、なるべく近場で見つかるというのかなというところでお伺ひをさせていただきました。地域との連携のほう、どうぞよろしくお願ひします。

病児保育なのですけれども、ニーズがあるということは確認できました。やはり熱が出ている子どもと一緒に安心させてほしいと思う方もいる一方で、非正規雇用の方だと、休んでしまうと本当にお

給料が減ってしまって大変な状態になると思いますので、ニーズに合わせて新たな病院を引き続きよろしく願いいたします。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言はないようですので、以上で事務事業概要を終了いたします。

3 その他

○こんの委員長

最後に、予定表の3その他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○こんの委員長

ないようですので、正副委員長より2点ご案内を申し上げます。

まずは所管事務調査についてです。5月27日の委員長会および副委員長会において、議長より、これまでと同様に所管事務調査に積極的に取り組んでほしい旨の発言がありました。当委員会といたしましても、委員会の活性化の観点から積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

つきましては、年間を通して協議したい課題や調査事項等につきまして、委員の皆様からご発言をいただき、委員会日程等を考慮しながら、できる限り調査していきたいと考えております。

ご参考までに過去の調査事項について、委員の皆様には事前にお配りをいたしております。

それでは、所管事務調査について何かこの場でご発言がございましたらお願いいたします。

今、この場でご発言というところがないようでしたら、このほか皆さんのほうで持ち帰って考えていただいて、6月17日月曜日までに事務局のほうに皆さんのお考えをご提出いただきたいと思います。日程的なこともございますので、提出されましたそれぞれのテーマにつきましては、資料等の準備などを含めて調査可能かどうか、理事者と協議させていただきまして、次回の委員会で正副委員長案をご提示し、改めて所管事務調査の調査項目として決定してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、行政視察についてです。本年度の行政視察の調査事項、視察先、日程等につきまして検討していきたいと考えております。参考資料として、過去の視察先と調査事項についてまとめたものを事前にお配りしております。本日のところは持ち帰りとしていただいて、あらかじめ、先ほどの所管事務調査についてと同様に、行政視察において調査したい項目や行き先等についてご意見があれば、この場で伺いたいと思いますが、何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは持ち帰っていただいて、所管事務調査と同じように6月17日月曜日までに、事務局のほうに皆さんのご意見をご提出いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で、その他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午後3時02分閉会